(b)　役員又は監査役として当該他の公私の機関を管理する活動

(c)　当該他の公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動

(d)　「物理学」、「工学」その他の自然科学若しくは「法律学」、「経済学」、「会計学」その他の人文科学若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動で、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。その改正を含む。以下「法」という。）に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの

2　この区分の規定の適用上、「関連する」とは、当該公私の機関が、当該他の公私の機関の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

3　日本国は、企業内転勤者のための入国査証を求める不備のない申請を、限度とする期間内に申請者に対して、当該申請に係る決定を通知するよう努める。

C　投資家

定義

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する他の締約国の自然人

(a)　日本国における事業に投資し、及び当該事業の経営を行う活動

(b)　日本国における事業に投資しているものに代わって当該事業の経営を行う活動

(c)　日本国における事業であって、日本国の者以外の者が投資しているものの管理

一時的な入国及び五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の一時的な滞在

D　資格を有する自由職業家

定義

法律、会計又は税務のサービスの提供者として日本国の法令に基づく次の(a)から(d)までに定めるいずれかの資格を有する他の締約国の自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次の(a)から(d)までに定めるそれぞれのサービスを提供するもの

(a)　次の自由職業家により提供される法律サービス

(i)　「弁護士」としての資格を有する弁護士

(ii)　「弁理士」としての資格を有する弁理士

(iii)　「海事代理士」としての資格を有する海事代理士

(iv)　「司法書士」としての資格を有する司法書士

(v)　「行政書士」としての資格を有する行政書士

(vi)　「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士

(vii)　「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士

(b)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する助言サービス。ただし、当該サービス提供者が「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c)　「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(d)　「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

一時的な入国及び五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の一時的な滞在

E　独立の自由職業家

定義

日本国内の公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間にサービスの提供に係る事業活動であって、次の(a)又は(b)のいずれかに該当するもの（出入国管理及び難民認定法には定められない「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの）に従事する他の締約国の自然人

(a)　「物理学」、「工学」その他の自然科学若しくは「法律学」、「経済学」、「会計学」その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動

(b)　日本国以外の国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする活動

F　契約に基づくサービス提供者

定義

1　日本国に業務上の拠点を有しない他の締約国内の公私の機関（以下この区分において「他の機関」という。）との契約に基づいて、「他の機関」と「関連する」ことを被用者であって、日本国における一時的な滞在の間に次の(a)又は(b)のいずれかの活動（出入国管理及び難民認定法に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの）に従事するもの

(a)　「物理学」、「工学」その他の自然科学又は「法律学」、「経済学」、「会計学」その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動

(b)　日本国以外の国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする活動

2　次の(a)及び(b)の要件が満たされることを条件として許可される。

(a)　日本国内の公私の機関（以下この区分において「日本国の機関」という。）と他の機関との間でサービスに関する契約が締結されていること。（注）

(b)　日本国以外の国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする活動

一時的な入国及び五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の一時的な滞在

G　同行する配偶者及び子

定義

区分Bから区分Fまでの規定に基づいて一時的な入国及び一時的な滞在が許可された他の締約国の自然人に同行する配偶者及び子

この区分の規定の適用上、「配偶者」又は「子」とは、日本国の法令に従って認められる配偶者又は子をいう。

1　一時的な入国及び原則として、区分Bから区分Fまでの規定に基づいて他の締約国の自然人に許可された一時的な滞在の期間と同一の期間の一時的な滞在、ただし、当該配偶者及び子が当該自然人から扶養を受け、かつ、出入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留資格に基づいて認められる日常的な活動に従事することを条件とする。

2　可された1の規定に基づいて一時的な入国及び一時的な滞在が許れた配偶者については、申請に基づき、出入国管理及び難民認定法に従って日本国政府の許可を受けることを条件に、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。

（この附属書中他の締約国の表は省略）

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
防衛大臣　岸　信夫